

## 第20回

# 東京都多重債務問題対策協議会

令和5年5月17日（水）

Web会議システム（Teams）によるオンライン開催

午後 1 時 3 0 分開会

○企画調整課長 大変お待たせいたしました。

ただいまから、第 20 回「東京都多重債務問題対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、皆様にはお忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本協議会の事務局を担当しております生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長の伊与でございます。よろしくお願いいたします。

○地域福祉課長 同じく、事務局を担当しております福祉保健局生活福祉部地域福祉課長八木でございます。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 最初に、オンライン関係の操作について御説明をさせていただきます。ハウリング防止のため、また回線への負荷を軽減するために、発言される時以外についてはカメラとマイクをオフにいただければと存じます。

また、音声やカメラについて不具合が生じた際には、恐れ入りますが、会議から一旦退出していただいて、再入室を試みていただければと存じます。再入室をしても改善されない場合については、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号のほうに御連絡をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会長であります横山生活文化スポーツ局長から御挨拶を申し上げます。

○横山会長 本協議会の会長を務めさせていただいております生活文化スポーツ局長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、お忙しい中、当協議会に出席を賜りまして誠にありがとうございます。

東京都では、自己破産者の急増や経済・生活問題を抱えた自殺者の増加など、多重債務問題が社会問題化した平成 19 年以来、本協議会を設置して対策を行ってまいりました。以来、全庁を挙げて対策を行うとともに、関係機関の皆様、そして様々な分野の専門家の先生方の御協力も得ながら対策を取り組んで参りました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

平成 22 年の改正貸金業法の完全施行や関係団体の皆様と連携して講じてきた対策によりまして、都内の消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数は長期的には大幅な減少傾向でございます。ピーク時の平成 20 年度で 7,900 件ですけれども、令和 3 年度にはその 4 分の 1 以下の 1,800 件まで減ってきております。

一方で、新型コロナの影響などで職を失った方、収入の減少した方が多重債務に陥ると

いう可能性も懸念されておりまして、実際に令和3年度の相談件数は、前年度から比べると微増に転じているという実態もございます。今年度は、コロナ禍に緊急的に行われた各種融資の償還が始まるなど、引き続き都として対策を講じていく必要がございます。

本協議会では、専門分野ごとに部会を設置して、多重債務に関わる相談事業や生活再建事業、ヤミ金融被害防止に関わるキャンペーンなど、様々な取組を実施してきております。

本日の会議では、皆様からこの1年の取組について御報告をいただきまして、情報を共有して議論をいただいて、今後の対策に生かしていきたいと考えております。

東京都といたしまして、今後も関係団体の皆様と連携を図りながら、多重債務問題に適切に取り組んでまいりますので、委員の皆様には引き続き御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 会長は、所用のため、ここで退席をさせていただきます。

また、副会長であります福祉保健局の佐藤局長ですが、本日は所用のため欠席でございます。

したがって、本日の進行役は事務局を所管する消費生活部片岡部長が行います。

片岡部長、よろしくお願いいたします。

○片岡委員 消費生活部長の片岡でございます。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、本協議会につきましては、設置要綱第9の規定に基づきまして、原則公開することとなっております。本日の協議会につきましても、公開するという点でよろしいでしょうか。

御異議がないと判断しますので、本日の協議会は公開で行うことといたします。

それでは、まず事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、資料について確認をさせていただきます。事前にお送りしておりますデータを御確認ください。

まず、本日の次第がございます。

資料1として、委員会の名簿。

資料2といたしまして、協議会の部会の開催状況でございます。

資料3-1から3-3が、生活再建部会の報告の資料でございます。

資料4が、情報連絡部会の報告資料でございます。

資料5-1から5-3が、相談部会の報告資料でございます。

資料6-1から6-4が、貸金業部会報告資料でございます。

資料7-1から7-3が、東京都の金融経済教育報告の資料でございます。

続きまして、委員からの提供資料が3点ございます。

資料8-1が、日本司法支援センター東京地方事務所の亀井委員からの提供資料でございます。

資料8-2が、日本クレジットカウンセリング協会の杉山委員からの提供資料でございます。

資料8-3が、財務省関東財務局東京財務事務所の須田委員の御提供資料でございます。

以上、資料がお手元でございますことを御確認いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○片岡委員 続きまして、事務局から委員の御紹介をさせていただきます。

○企画調整課長 それでは、資料1の委員名簿を御覧ください。名簿順に上からお名前をお呼びいたしますので、マイクとカメラをオンにさせていただいてお返事をお願いいたします。終わりましたら、再びマイク、カメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、東京弁護士会の宮村委員でございます。

○宮村委員 宮村です。よろしくをお願いいたします。

○企画調整課長 よろしくをお願いいたします。

第一東京弁護士会の田中委員でございます。

○田中委員 弁護士の田中です。よろしくお願ひします。

○企画調整課長 よろしくをお願いいたします。

第二東京弁護士会の寺谷委員でございます。

○寺谷委員 寺谷です。よろしくをお願いいたします。

○企画調整課長 東京司法書士会の安藤委員でございます。

○安藤委員 東京司法書士会常任理事、広報部長の安藤でございます。よろしくをお願いいたします。

○企画調整課長 日本司法支援センター東京地方事務所の副所長、亀井委員でございます。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。よろしくお願ひします。

○企画調整課長 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の海老名委員でございます。

○海老名委員 被害者の会の海老名と申します。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 よろしく願いいたします。

一般社団法人東京労働者福祉協議会の太塚様でございます。

○太塚委員 太塚でございます。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 よろしく願いいたします。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会の小川様でございます。

○小川委員 東京都社会福祉協議会の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 東京都民生児童委員連合会の福司様は本日欠席でございます。

次に、東京都金融広報委員会の岡崎様でございます。

○岡崎委員 東京都金融広報委員会事務局長の岡崎です。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 よろしく願いいたします。

日本貸金業協会センター長の菅原様でございます。

○菅原委員 日本貸金業協会の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 よろしく願いいたします。

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の杉山様でございます。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山です。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 財務省関東財務局東京財務事務所の所長の須田様でございます。

○池田代理委員 須田に代わりまして、理財第4課長の池田が代理出席をさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 池田様、よろしくお願いいたします。

次に、足立区の産業経済部長の石鍋様でございます。

○石鍋委員 石鍋と申します。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 よろしく願いいたします。

八王子市の市民部長の立花様でございます。

○立花委員 八王子市の市民部長の立花等と申します。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 よろしく願いいたします。

瑞穂町の協働推進部長の小作様でございます。

○小作委員 瑞穂町協働推進部長の小作です。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 続きまして、東京都生活文化局消費生活総合センター所長の小菅様でございます。

○小菅委員 小菅と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画調整課長 東京都福祉保健局生活福祉部長の中川様でございます。

○中川委員 中川と申します。よろしくお願ひいたします。

○企画調整課長 東京都産業労働局金融部長の福田様でございます。

○福田委員 福田と申します。よろしくお願ひいたします。

○企画調整課長 東京都教育庁教育政策担当部長の秋田様は、代理で担当課長の千葉様が御出席です。本日遅れて、この後いらっしゃる御予定です。

○企画調整課長 警視庁生活安全部生活経済課長の半田様の代理で、第3係の室長の高部様でございます。

○高部代理委員 高部です。よろしくお願ひします。

○企画調整課長 よろしくお願ひします。

警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課長の米山様の代理で、第1係の警部補の長友様でございます。

○長友代理委員 警視庁の暴力団対策課の長友です。よろしくお願ひします。

○企画調整課長 よろしくお願ひします。

委員の御紹介は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片岡委員 それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初に、議事の(1)「各部会報告」ですが、まず事務局から各部会の開催状況について説明をお願いします。

○企画調整課長 それでは、資料2の「東京都多重債務問題対策協議会部会開催状況」をお開きください。

多重債務問題に対応するには幅広い対策が必要となりますことから、本協議会の下に4つの部会、生活再建部会、情報連絡部会、相談部会、そして貸金業部会を設置いたしまして対応を進めているところでございます。

各部会が専門的に活動し、さらに必要に応じて連絡を取り合い、連携しながら取り組むことによりまして、協議会としての対策を進めているところでございます。

各部会の詳しい活動内容につきましては、後ほど部会ごとに御報告をさせていただきますので、事務局からは開催状況の全般について御説明をさせていただきます。

まず1つ目の生活再建部会でございますが、本年2月に開催いたしました。議題といたしましては、多重債務者生活再生事業の実施状況、また、生活困窮者自立支援法との連携、自殺対策への取組などについて、報告と意見交換を行っております。

2つ目の情報連絡部会でございます。こちらでは、多重債務問題に関する研修を実施しております。

3つ目の相談部会でございますが、昨年7月に開催しております。毎年、「多重債務110番」といたしまして、消費生活総合センターや区市町村、弁護士会などの関係団体が連携して特別相談を実施しております。この特別相談の実施に当たり、情報交換や意見交換を中心に行っているところでございます。

4つ目の貸金業部会でございますが、こちらは昨年5月に開催しております。啓発宣伝事業や、「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に関する意見交換等を行っております。

最後の相談部会と貸金業部会の合同開催でございますが、こちらは両部会に係る問題について多方面からの情報収集や情報共有を図るため、昨年度は1月に開催いたしました。最近の多重債務問題などについて、各団体からの報告を含めまして情報共有を図ったところでございます。

部会の開催状況については以上でございます。

○片岡委員 引き続き、各部長から部会ごとの取組状況の報告をお願いしたいと思います。併せて、都の金融経済教育の実績についても御報告いたします。

全ての報告が終わりましたら、その後に質疑の時間を設けておりますので、よろしく御願いたします。

それでは、まず生活再建部会と情報連絡部会について、中川委員のほうからお願いいたします。

○中川委員 福祉保健局長の中川でございます。

私からは、生活再建部会と情報連絡部会について御報告いたします。

まず、生活再建部会についてでございます。資料3-1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」を御覧ください。

本事業は、多重債務、過重債務で生活が困難な状況にある方に対して、生活相談や家計の診断を行った上で、必要な方に資金の貸付けを行うことで、多重債務の解決と生活の再生を支援する事業でございます。

「1 事業実績」を御覧ください。新規相談件数は、平成25年度以降の最近10年間を見ますと、令和元年度までは多少の増減が見られるものの、総じて横ばいで推移していましたが、令和2年度は前年度の約4分の3と大きく減少し、807件となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った方に対する国の特例貸付や、住居確保給付金などの低所得者支援策が拡充したことなどが要因として考えられます。

その後、令和3年度から増加に転じ、令和4年度には1,130件と、過去最多の件数となりました。資金の貸付実績も令和4年度は24件と増加しております。増加の背景には、国の低所得者対策が終了したことや物価高による影響があるものと考えております。

その下は相談についての分析でございます。それぞれ左側のグラフは令和4年度単年度の実績、右側の表は平成30年度から令和4年度までの5か年の推移をお示ししております。

このうち最近の傾向を中心に御報告いたします。まず、②相談内容を御覧ください。右側の年度別推移を見ますと、「病気」や「就職」が増加傾向にあります。

令和4年度の特徴的な項目といたしましては、「家賃の滞納」でございます。令和2年度、令和3年度は全体に占める割合がいずれも19%でしたが、令和4年度は29%と、1年で10ポイント増加しております。

続きまして、③職業別を御覧ください。こちらは相談者の職業になります。中ほどにあります「無職」につきましては、令和2年度は19%でしたが、それ以降は減少し、令和4年度は11%となっております。

1つ飛んで、⑤相談者の年収でございます。収入がない方は、令和2年度は20%でしたが、令和4年度は10%と減少しております。

次に、⑥他機関への紹介でございます。令和4年度に特徴的だったのは、右側の表、下から2番目の「フードバンク」の割合が減少したことでございます。令和元年度から令和3年度までの3年間は最も多い紹介先として30%を超えておりましたが、令和4年度は26%と、依然1位ではありますが、割合としては減少しております。先ほど御紹介いたしました、職業別の無職や年収の無収入の方が減少していることと関連があるものと推測しております。

次に、「2 令和4年度の主な取組」でございます。重点的な取組に絞って御報告させていただきます。

まず、①関係機関との連携、(1)関係機関の紹介・連携支援といたしましては、本日御



出席いただいている委員の方も所属されている関係機関等を相談者の状況に応じて紹介するとともに、連携しながら支援を実施しております。

次に、(4)区市の生活困窮者自立支援窓口と連携した支援の実施でございます。都の生活再生相談窓口では、区市の自立相談支援機関が相談者の支援方策に迷った場合、連携して対応を行っております。この連携実績の推移を御覧いただきますと、令和4年度は270件と大きく増加しており、区市等の窓口でも多重債務を抱える困難なケースが増加していることがうかがえます。

そのほかの取組に関しましては資料に記載のとおりでございますが、令和4年度の主な取組としてもう1件ございます。多重債務者生活再生事業及び生活困窮者自立支援の機能強化についてでございます。資料は4枚目、横長の資料となります。

こちらの取組といたしましては、これまで御説明いたしましたとおり、多重債務に関する相談等が増加していることを踏まえ、令和5年1月から、都の生活再生相談窓口において必要な相談支援や債務整理方法の提案などがより速やかに行えるよう、相談弁護士の窓口対応日数を拡充するものでございます。

また、②のセーフティーネット強化事業補助と③の専門相談ラインの拡充についてでございますけれども、住民に身近な相談機関である区市等の自立相談窓口の体制強化、また、窓口の職員に対する助言機能の強化などにも取り組んでおります。引き続き、区市等と連携して困窮者支援に取り組んでまいります。

続きまして、多重債務問題と大変関係の深い自殺対策とギャンブル等依存症、この2点について御報告いたします。

まず、資料3-2「自殺総合対策の推進」でございます。

1枚目の資料を御覧ください。東京都は、令和5年3月に、東京都自殺総合対策計画(第二次)を公表いたしました。これは自殺対策基本法に基づく法定計画でございます。令和5年度からの5か年間の計画となっております。

都の自殺者数の年次推移は、左側の折れ線グラフにありますように、平成23年から減少傾向でございましたが、令和2年に増加に転じており、特に女性や若者が増加している状況でございます。

計画改定のポイントは、生きることの包括的支援として自殺対策を強化することございまして、重点施策は「①自殺未遂者支援」以下、記載の6つの項目となっております。

自殺で亡くなる方は複数の要因を抱えておりまして、平均で4つの要因を抱えていると

いうデータがあります。このことは1つの機関だけでは支援が難しいということを示しておりまして、それぞれ個々の具体的な悩みに応じて様々な部署が連携して支援することが必要でございます。都では、自殺リスク要因を抱える方を早期に適切な相談窓口につなげる取組を強化することとしております。

本計画より一部抜粋した資料を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、資料3-3「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」でございます。こちらは、令和4年12月に策定したもので、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とするものでございます。

下の第3章を御覧いただくと、この計画における基本的な考え方として2つの視点をお示ししております。1つは、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療が必要であるという視点。もう一つは、金銭問題をはじめ、本人や家族に関わる関係機関や関係事業者など、多様な主体が連携した包括的な支援が必要であるという視点でございます。

特に2つ目の視点につきましては、多重債務問題や貧困などの支援をきっかけとしてギャンブル依存の問題が発覚することもございますので、関係機関の連携が大変重要だと考えております。

2枚目の第4章では、具体的な取組を5つの区分に分けて記載しております。5つ目に、多重債務問題等への取組がございます。関係機関が連携し、適切な支援につなげることを主な今後の取組として掲げております。

続きまして、情報連絡部会の活動について御報告いたします。資料4を御覧ください。

当部会では、各種相談窓口の職員が日頃から住民と接する中で、多重債務問題に気づき、早期の支援につなげることを目的といたしまして、多重債務問題に関する研修を実施しております。

令和4年度は、基礎的な知識の習得を目的とする新任職員向けの研修と、実践的な内容を取り入れた経験者向け研修をそれぞれ2回、計4回開催いたしました。参加者は、東京都や区市町村の福祉部門、消費生活部門、税務徴収部門などの窓口職員や社会福祉協議会の職員などで、令和4年度は合計250名の方が参加いたしました。

いずれの研修におきましても、多重債務問題に精通している弁護士の方から、多重債務問題対策の法整備の経緯や債務整理の方法、また最近の相談状況を御説明いただいております。

ます。また、新任職員向けの研修では都の自殺対策の取組を、経験者向け研修では法テラスの事業紹介や、具体的事例を用いて家計表作成のワークも取り入れて実施いたしました。研修受講後のアンケートでは、多くの受講者からとても参考になったという評価をいただいております。

今後も、様々な機関の窓口で、多重債務を抱えた方の早期発見・早期支援、また適切な関係機関との連携を促進するため、研修を継続してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○片岡委員 中川委員、ありがとうございました。

それでは、相談部会について、小菅委員からお願いいたします。

○小菅委員 相談部会の部会長の小菅でございます。相談部会の取組について御報告いたします。資料5-1を御覧ください。

まず、上段の右側の表にあります、都内の消費生活センターに寄せられた多重債務相談状況について御説明いたします。

都内消費生活センターに寄せられた多重債務相談に関する相談件数は、平成20年度の7,905件をピークといたしまして令和2年度まで減少傾向にございましたが、令和3年度は1,814件となっており、令和2年度の1,728件と比べると86件の増となっております。昨年度につきましては、上半期は932件となっており、前年同期の889件よりも43件の増となっていることから、令和3年度よりもやや増加する見込みでございます。

続きまして、東京都が実施している多重債務問題解決のための仕組み、「東京モデル」について御説明いたします。資料5-1の下段にございます「多重債務相談『東京モデル』のイメージ」を御覧ください。

多重債務に関する相談が消費生活センターに寄せられた場合、債務整理等によって多重債務問題の解決を図るためには、相談者を確実に専門相談機関につなげる必要がございます。しかし、単に相談者に対して専門相談窓口を案内いたしましても、イメージ図の左側にもございますが、相談者の中には、弁護士、司法書士に直接相談するのは不慣れで躊躇されたり、また、費用面が心配だということなどから、実際には専門相談窓口に行かず、多重債務問題の解決につながらないケースも多く見られております。

そこで、本協議会相談部会におきまして御審議いただきまして、多重債務問題を抱える相談者を専門の相談窓口確実につなげ、きめ細かくフォローアップする仕組みとして、

「東京モデル」を構築し、試行期間を経て、平成20年4月より本格実施しております。

「東京モデル」においては、消費生活センターの相談員が多重債務の状況を丁寧に聞き取るほか、相談員が直接専門相談窓口を予約して相談者に連絡するとともに、専門相談窓口からは相談結果の報告を受けるという流れになっております。また、予約当日、相談者が仮に専門相談窓口に来なかった場合も、その報告をいただき、相談員が相談者から事情を聞いて再度予約を入れるというようなフォローアップを行っております。

「東京モデル」の活用実績につきましては、資料5-1の左側の上にごございます表を御覧ください。「東京モデル」の仕組みを活用し、平成20年度の試行期間も含め、昨年9月の上半期までで合計2,281件の多重債務相談を専門相談窓口につないでおります。昨年度上半期の活用実績は46件となっております。

次に、「2 特別相談『多重債務110番』の実施」についてです。これまでに実施した31回分の結果を取りまとめております。平成19年度までは東京都単独で実施していましたが、平成20年度以降は、区市町・関係団体にも御協力いただき、共同で実施してまいりました。直近、令和4年度第2回に都内で受けた相談件数は158件となっております。

実施結果をまとめた資料を資料5-2として添付しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

今後の予定ですが、今年度1回目の「多重債務110番」の実施については、9月4日、5日に関係団体や都の自殺防止キャンペーンと連携して実施する予定でございます。

続きまして、資料5-3を御覧ください。依存症が疑われる相談者への対応に係る東京都消費生活総合センターの取組について御報告いたします。

昨年度は、相談員向けの研修として、8月に「対応困難ケースにおける、心理的背景の理解と対応」、2月に「多重債務者の背景に見られる心の病の理解と、対応の心構え」をテーマとし、区部と多摩市町村部で当センター及び区市町のセンターの相談員に対する研修を実施いたしました。

具体的には、依存症問題などで実績があります民間の精神保健福祉士による講演を行いました。8月は49区市、2月は48区市の相談員が受講しております。今年度も、同様の趣旨で相談員向けの研修を実施する予定でございます。

続きまして、資料の下段、特別相談「多重債務110番」における専門家による対応についてです。

昨年度9月と3月に実施した「多重債務110番」では、東京都消費生活総合センターに精神保健福祉士を配置し、依存症が原因と思われる多重債務の相談者などに対して精神保健福祉士によるカウンセリングを実施いたしました。この取組は平成24年度から実施しております。

昨年度の実績は、9月4件、3月7件でございました。本年9月4日、5日に予定しております今年度第1回目の「多重債務110番」においても、精神保健福祉士を配置する予定でございます。今後とも、関係機関と連携して相談対応に取り組んでまいり所存でございます。

相談部会の報告は以上でございます。

○片岡委員 小菅委員、ありがとうございました。

それでは、貸金業部会について、福田委員からお願いいたします。

○福田委員 貸金業部会の部会長を務めております産業労働局金融部長の福田でございます。

日頃から、本協議会のメンバーの皆様には大変お世話になっております。

私から、貸金業部会の取組状況を報告させていただきます。資料6-1を御覧ください。都における貸金業対策の概要についてでございます。

まず、資金業登録者数と業者に対する行政処分の状況でございます。東京都知事登録業者数はピークでありました平成14年度には7,000社近い事業者がおりましたが、改正貸金業法の段階的施行に伴い、大幅にその数は減少しておりまして、令和4年度末時点で565業者となっております。

これらの事業者に対し、都では活動状況などの検査を積極的に実施しており、法令違反が明らかになった業者について、令和4年度は登録取消し処分を1件、業務改善命令を1件行いました。

次に、利用者からの苦情相談件数ですが、令和4年度は664件となっております。減少傾向が続いているものの、貸金業登録の有無の照会のほか、苦情や相談も多くされております。悪質な業者に対しては、是正指導や行政処分を行うなど、引き続き厳正に対処してまいります。

また一方で、健全な事業者の育成も重要でございます。資料下段の「貸金業者の資質向上に向けた取組」にありますとおり、業者による自主的な業務改善を促すことを目的に、3年に1度義務づけられております登録更新の機会を活用し、更新時講習会を開催してお

ります。

本講習会では、弁護士による業務運営の適正化に関する講義や、検査・指導でのポイントなどを説明しており、この講習の出席は任意ではございますが、約7割の業者が受講しております。

続きまして、資料6-2を御覧ください。都におけるヤミ金融被害防止のための啓発活動についてでございます。

本取組の実施に当たりましては、関係団体の皆様方に多大なる御協力をいただいております。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

ヤミ金融被害の防止には広域的な取組がより効果的であることから、「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」として、埼玉県、千葉県、神奈川県と合同で年2回、街頭での啓発活動を展開しております。令和4年度においても6月と11月に実施いたしました。

主な内容としては、公共交通機関及び駅前の大型ビジョンでの金融トラブルの防止に関する動画の放映のほか、インターネットでの広告、参加機関のホームページ等での啓発を行いました。

また、11月には、立川の昭和記念公園で開催された「たちかわ楽市2022」に出展し、セミナーや無料での法律・家計相談、啓発リーフレット入りグッズの配布などを行ったところでございます。

次ページを御覧ください。東京都の取組といたしまして、資金需要が高まる年末を控え、強化月間と定める11月に「東京都ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン」として、新橋S1広場で行われた「新橋古本市」に出展し、啓発活動を行いました。

また、講師を現場のニーズに応じて派遣する出前講座の方法によりまして、日本貸金業協会様と連携し、資金需要者向けセミナーも開催いたしました。具体的には、高校生、大学生などの若年者や高齢者を対象として、ローンやクレジットの基礎知識の習得、ヤミ金融による被害防止などの講座を実施いたしました。令和4年度は20団体、1,850名の方に御参加いただきました。

また、令和4年4月の民法改正による成年年齢引下げに対応するため、中高生向けeラーニング教材を日本貸金業協会様と共同で新たに制作し、ウェブサイトで広く公開しております。

最後に、その他の活動でございます。企業の売掛債権の売買でありますファクタリング

を装った違法な貸付けに対する注意喚起を図るため、リーフレットを新たに作成し、都内の中小企業約1万8000社に送付したほか、「台東区消費生活展」、「江東区消費者展」へそれぞれ出展し、啓発活動を行いました。

なお、これらで使用したリーフレットを資料6-3、6-4としてそれぞれおつけしておりますので、お時間があるときに御確認いただければと思います。

私からの報告は以上でございますが、貸金業部会におきまして、今後も関係団体の皆様方と十分に連携を図りながら様々な活動に取り組み、ヤミ金融による被害防止に努めてまいります。今年度も、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

○片岡委員 御説明、ありがとうございました。

それでは、最後に私のほうから、「東京都の金融経済教育」について報告いたします。資料7-1を御覧ください。

最近の取組状況でございます。7-1の2枚目を御覧いただきたいと思います。

まず、(1)一般向けの取組でございますけれども、金融経済をテーマにしましたセミナーを開催しております。消費生活講座「菊間千乃氏と学ぶ！人生100年を生き抜くための金融リテラシー」を東京都金融広報委員会と共催で開催しまして、講座を通じて暮らしに身近な金融や消費生活に関する知識を、会場とオンラインで200名を超える都民の方に学んでいただきました。

次の消費者問題マスター講座第6回、「金融（商品）の基礎知識とトラブル防止事例」につきましては、消費者教育等の推進を担う人材の育成を目的とした一連の講座の一つでございます。金融商品の基本的な知識、金融トラブル回避に役立つ特定商取引法、消費者契約法等の概要などについて、ファイナンシャルプランナーの方を講師にお迎えしまして講座を実施いたしました。

シニア・ミドル向け、「楽しみながら学ぶ暮らしの連続講座」につきましては、多摩消費生活センターで実施した講座になりますが、キャッシュレス決済の最近の動向と使い方のポイントを学ぶ会を設けました。

また、出前講座は通年で行ってございまして、令和4年度には196回実施しまして、1万3923名の方に受講していただきました。

そのほか、ミドル層向けの読本「飯田橋四コマ劇場」は、四コマ漫画を使って分かりやすく消費者被害などを解説している冊子でして、年金をはじめとした老後の備えについて御紹介しております。

次に、(2)若者向けほかの取組でございます。昨年度は、「知っているようで知らない！？インターネット通販の基礎知識」という教材を作成いたしました。主に高校生を対象に、クイズを交えながらインターネット通信販売の特徴や利用上の注意点、トラブル防止のために必要な法規制等を分かりやすく学んでいただける内容としております。学校の授業で御活用いただけるように、指導者用の資料も併せて作成しております。

このほか、学校向けの出前講座を通年で行っておりまして、令和4年度には140回実施、1万1864名の方に受講いただきました。

さらに、都内全高校の2年生を対象とした消費者教育・啓発用ノートを作成・配布しております。

また、多摩消費生活センターが主催するセミナー、親子夏休み講座の中で、お金の使い方を考えてもらう講座も実施しております。

次に、(3)高齢者向けの取組でございます。昨年は、「キャッシュレス決済のお品書き〜かしこく選んで買い物上手〜」というDVD教材を作成いたしました。動画で、キャッシュレス決済の仕組みや具体的な利用方法、注意点などを学んでいただける内容となっております。

また、リーフレット「東京都からのお知らせ〜悪質商法が狙っています！〜」を作成しまして、9月から12月にかけて、宅配事業者等と連携して高齢者世帯等に直接手渡しで届ける取組を実施しております。このリーフレットには消費者ホットラインの188（いやや）の電話番号を記載したシールをつけており、冷蔵庫などに貼って御活用いただくことで消費生活センターの相談につながるよう工夫をしているところでございます。

このほか、高齢者向けや高齢者を見守る人材向けの出前講座を通年で実施しており、令和4年度には102回、2,595名の方に受講いただきました。

最後になりますが、「2 学校（教員）への情報提供」の取組でございます。消費生活総合センターでは、都立高校等の校長連絡会や区市町村の小中学校指導主事を対象とした説明会等の場で、作成しました教材や出前講座などにより情報提供を行っております。

また、夏休み期間には教員を対象に消費者問題教員講座を実施しまして、学校における消費者教育に必要な知識、情報を提供しているところでございます。

説明は以上となります。

それでは、各部会等の報告は以上となりますけれども、委員の皆様からこれまでの部会報告について御意見、御質問等がありましたらお願いします。発言を希望される方は「挙



手」ボタンを押してお知らせください。私のほうから指名させていただきますので、御発言の際にはマイクをオンにいただき、終わりましたら再びオフにさせていただきますようお願いいたします。

安藤先生、お願いいたします。

○安藤委員 ありがとうございます。東京司法書士会の安藤です。

法教育をいろいろ展開されているということなのですけれども、こちらは資料とかテキスト、パンフレットというものをホームページか何かで掲載されているかどうか、それを見ることができるかどうかというのをお尋ねしたくて発言いたしました。よろしくお願ひします。

○片岡委員 東京都くらしwebというホームページがございまして、そこにアップしている形で、御覧いただけるということになっております。ぜひ御覧いただければと存じます。

○安藤委員 ありがとうございます。

○片岡委員 ほかにございますでしょうか。

田中先生、よろしくお願ひします。

○田中委員 第一東京弁護士会の田中です。

毎回、部会等でもお聞きしているのですが、例の特例融資、特例貸付けの件で、多重債務者生活再生事業の相談の回数が増えていると思うのですが、具体的に例えば相談の件数が今年の1月以降増えた傾向があるとか、そういうことは把握されていますでしょうか。

というのも、弁護士会の相談なのですが、3月に相談件数が結構増えたのですね。これはクレサラだけではないのですけれども、そういうセンターがあったりして、急に3月にどばっと増えているのですね。これはもしかしたらコロナの規制がちょっと緩和されてきたから相談が増えたのかとか、因果関係まではこちらは把握できていないのですけれども、都が関わられている相談の中で特例貸付け関連の相談が増えているとか、そういう傾向がもしありましたら御教示いただきたいと思いました。

○八木委員 東京都福祉保健局地域福祉課長の八木でございます。

弁護士の先生には様々な事業に御協力いただきまして、ありがとうございます。月ごとの多重債務の生活再生相談窓口の相談件数ですけれども、詳細はそろっていないのですけれども、前年に比べて毎月2割から3割ぐらい増えているという状況でございます。この傾向は令和5年1月以降も継続しているところでございます。

それらが増えたのが全て生活福祉資金の特例貸付かというところ、そうではないのですけれども、中には償還等に直面して、他の債務と相まって資金繰りが難しいということで相談につながっているケースもあるところでございます。

以上になります。

○田中委員 ありがとうございます。

○片岡委員 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

よろしいですかね。もし何かあればまた後ほどということで、続いて意見交換に入らせていただきたいと思います。

まず、資料を御提出いただいた各委員から、資料の御説明も含めて御発言をいただければと存じます。

それでは、亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 資料8-1を御覧ください。いつもの一覧表です。ここ10年の相談の数を記しております。

令和4年度はこの10年間で絶対数も最多であり、相談の比率でも今までの最多になっております。月に約1,330件の多重債務相談を行っております。これはやはり生活困窮者が増えているという実態が反映されていると思っております。それで、離婚と合わせると、多重債務で相談の全体の64%です。

ところが、これが事件を受けるという代理援助の数になると、多重債務が59.1%で、6割をもう多重債務が占める実情になっております。離婚と合わせるとこれだけで85%です。離婚の原因は生活苦というのが多いので、生活困窮度がどんどん進んでいるとしか言いようがないのが実情だと思っております。

それでは、どういう年代が多いのかというと、多重債務は50代が一番多いです。全体の22%です。30代と40代で合わせて33%と、約3分の1を占めております。

意外なのが60歳以上も30%ぐらいで、多重債務が多いのですね。20代は、最近徐々に10%ぐらいだったのが20%になろうというように増えてきているというのが実情です。

職業を見ると、生活保護の方がいつも定例で35%であります。そのほかに、給与生活者も30%近くあるのですけれども、中身を見ると月の収入が15~18万円という方が多いので、生活困窮度というのは、もうそれだけで生活費が足りないから借金をしたいと

いう方がもともと多いということが言えるので、これはもう本当に悲惨な状態だと思っ  
ているところでございます。

それでは、2023年3月の多重債務の事件となった約100件について、一枚一枚紙  
をめくって調べてみました。コロナによる生活苦というのが、「コロナ」という言葉が入っ  
ている相談票が100件のうちの約1割です。ほとんどが生活苦ですね。そのほかに多い  
のが病気による借金で、約20%となっております。

コロナ融資というのがあるかと思ったのですが、100件には1件もありません。  
もともと生活困窮者対象の法テラスなので、融資も受けることができない人たちが法テラ  
スの対象なので、コロナ融資という実情がほぼないと言えるかと思っております。

このところ代理援助事件も増えているのは、コロナの当初は電話相談が多かったのです  
ね。相談全体の大体40%が電話相談でした。だんだん面談希望が増えてきて、今は30%  
を切る実情になっております。そうすると、事件としても受けやすいということで、これ  
からは多重債務の事件もどんどん増えてくるのではないかと思っております。

私どもは、法テラスというものを認識していただいて、少しでも多くの方の救済につな  
がるようにということで考えております。区役所の福祉課に対しての業務説明をかなりや  
っております。したがって、法テラスへの紹介は、区役所の福祉課または税務課などから  
の紹介が50%を超えるぐらいの勢いで多くなっております。私どもも、自治体の職員の方  
に法テラスの認知度を深めていただきたいと思います。業務説明にも励んでいるところ  
でございます。

以上です。ありがとうございました。

○片岡委員 亀井委員、ありがとうございました。

それでは、杉山委員からよろしく申し上げます。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山です。

皆様方におかれましては、日頃から当協会のカウンセリング業務に御支援、御協力をい  
ただき、ありがとうございます。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の令和4年度の業務実績等につきまして御報告させていただきます。資料  
8-2を御覧ください。

当協会の主な業務指標は、電話相談の件数とカウンセリングの件数ですが、概括的に申

し上げれば、4年度はいずれも減少基調で推移しております。

御覧いただいている1ページ目ですが、過去5年度分の実績を表の形で整理しております。東京センターの実績は下半分の3つの表になります。令和4年度と3年度の実績の比較ですが、東京センターのまず①が電話相談です。これの右から3つ目の欄を御覧ください。字が小さくて恐縮ですが、電話につきましては1,267件から1,204件と63件の減少、新規カウンセリングは376件から279件へ97件の減少、延べカウンセリングは1,141件から1,019件へ122件の減少となっております。

なお、月単位で見ると、前年同月比で増加しているものがあります。表の中の青で網かけしている月が該当します。

参考までに、ここには書いておりませんが、新規にカウンセリングに来られた方のプロフィールを見ますと、279件という数字が新規カウンセリングで出ているわけですが、この男女の比率ですが、男性が54.5%、女性が45.5%で、男性がやや多いという結果でございます。これは毎年変わりません。また、年齢別に見ますと、20代と30代が多くて、2つの年齢層で半数以上を占めているという結果ございました。これも例年と同じ傾向でございます。

全国ベースの実績は、上半分の3つの表になりますが、東京センターと同様、いずれの指標も減少しておりますけれども、月単位で見ますと、東京と同様、青い網かけをした月は対前年同月比で増えているということで、増加の兆しが少し見られるということでございます。

それから、参考データとしてこの表です。7月から12月までの6か月間のデータを集計したものを各表の右端の欄に掲げております。黄色で網かけをしたものです。これは、令和2年度において4月から6月及び1月から3月にかけて業務を中止等した期間があるということで、通常営業した期間であります7月から12月のデータで時系列比較ができるようにしているものです。令和2年度の業務を中止等とした期間につきましては、1枚めくっていただいて2ページ目のおりでございます。昨年度も御覧いただいた表でございます。

次に、3ページから4ページは、電話相談とカウンセリングの月次の実績を今度はグラフで示したものです。視覚的に分かるように、整理してお示ししているものでございます。3ページは全国21拠点、4ページは東京センターのものです。

5ページに行きまして、こちらは年度単位の実績の時系列比較のグラフです。5年度分

を掲げております。上が全国21拠点、下が東京センターです。先ほど申し上げたとおり、令和2年度、2020年度は異常値であるということを念頭に置いて御覧いただけたらと思います。全体として、この5年間、東京も全国も緩やかに減少している傾向にあります。

6ページをお願いします。これは当協会を知った情報源を整理したものです。下の表が東京都です。令和4年度につきましては、行政等相談窓口とインターネットの合計が約8割を占めているのですが、インターネットが43%で最も多く、次いで行政等相談窓口が41.4%となっております。

経年推移を見ますと、一番左側の欄の行政等相談窓口、消費生活センターなどですが、こちらの割合が増えているというのが特徴でございます。関係機関から御紹介いただいているものが年々増えているというように受け止めております。

上の表は全国の実績ですが、同様の傾向ですけれども、全国の場合には行政等相談窓口が一番多くて、次がインターネットという中身でございます。

最後になりますが、7ページ目を御覧ください。当協会のパンフレットの裏表紙の写しですけれども、下半分に全国21か所の拠点の具体名が掲げてあります。これらのうちアスタリスクのついているもの、東京センターの管轄で言うと福島と新潟、大阪センター管轄で言いますと岐阜及び三重、これらについては令和2年4月1日以降、当面の間、新規のカウンセリングの受付を停止することとしております。

また、ここには書いておりませんが、今年、令和5年4月1日からは、これらに加えて長野相談室について新規のカウンセリングの受付を停止しております。これらの措置は、地元弁護士会様の御了解の下に、業務の合理化の一環で実施しているものでございます。

それから、中ほどに掲げております東京カウンセリングセンターですけれども、今年の10月3日に事務所が移転しておりますので御報告しておきます。これまでは新宿御苑前駅のそばにあったのですが、これが東京メトロ半蔵門線の水天宮前駅のそばのオフィスに移転しております。

最後になりますが、当協会の電話相談の受付について講じている措置を紹介いたします。電話相談は、基本的には7ページの上のほうに掲げてあるナビダイヤルで受けておりますが、スマホからこのダイヤルにかけますと、料金プランによっては高額な料金となる場合があります。このため、当協会のホームページには、ナビダイヤルと併せて一般電話の番号も併記しまして、料金プランに応じて、より安い電話回線を選択できるように

しております。御参考までです。

私からの説明は以上でございます。

○片岡委員 杉山委員、ありがとうございました。

それでは、須田委員の代理の池田課長からよろしく申し上げます。

○池田課長 東京財務事務所理財第4課長の池田と申します。本日は委員であります所長の須田に代わりまして代理での出席となります。

各機関の皆様には、金融庁や財務局の業務に関しまして、日頃より格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

私からは、資料の8-3に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、私どもの財務事務所に設けています多重債務相談の受付状況でございます。今回は、資料の中で、令和4年度に窓口で受付をしました20代と30代の方からの相談の内容にスポットを当てて分析しております。

まず、右上の縦グラフを御覧いただきたいのですが、3年間の推移では20代と30代の相談者は増加傾向にあります。

右下の円グラフは借金のきっかけですが、コロナ禍の影響もありまして、収入減とか低収入といったところが借金の端緒として共通しているところがございます。20代はギャンブル・遊興費が約3割と目立っている傾向がありまして、30代は商品・サービス購入が約4割を占めているところです。

左に相談例を文章で挙げていますが、収入以上の支出が目立ちまして、いわゆる正規雇用には就いていない者のギャンブルなどの散在とか車のローンの返済、こういった関係で返済に苦しんでいるといった方の相談をよく耳にするところがございます。

資料にはございませんが、昨年4月から成年年齢引下げが18歳から導入されております。これによりまして、若年層に対する消費者金融からの借入れが可能となっております。私ども財務局でも大手貸金業者の監督の仕事をしておりまして、こういった若年層に対する貸出姿勢について業者とモニタリングを行っております。

大手業者は、収入証明の添付とか貸出金額の上限を少額に抑えている、かつ資金用途をしっかりと確認をしていると聞いております。こういった関係から、いきなり18歳の方が多重債務に陥るといったことはありませんが、いずれ定職に就いて20代になって自由に

使えるお金が出てきてといったことで気の緩みが出始めることがありますので、こういったところがないように、金融リテラシーの取組が重要と認識しております。

この点は、本日御出席の貸金業協会さんとか関係機関さんからも御発言がありましたけれども、本日の関係機関の皆様も共通した課題ということでお持ちのことと思われま

す。次のスライドになりますが、こうした課題を踏まえまして、当事務所で行っている取組をちょっと紹介させていただいております。各機関さんでも高校とか中学校さんに対して金融講演というものはやっていらっしゃるかと思うのですが、この資料では、その中でも特に表題に書いてありますけれども、金融経済教育が届きにくい生徒を対象に活動を実施した例をまとめさせていただいております。

都内にあります不登校者向けの支援施設をはじめ、通信制の高校、定時制の高校、特別支援学校など、なかなか金融経済を教えられない生徒さん向けに実施したものでございます。こういった取組は、学年が変わるごとに先生からも講演のリクエストもいただいております。こういう活動もさせていただいております。

本日御出席の関係機関の皆様とも、ぜひ機会がございましたらこういった金融リテラシーの活動についても様々なところで連携をさせていただければ幸いです。

東京財務事務所からは以上でございます。

○片岡委員 池田課長、ありがとうございました。

資料を事前に御提出いただいた委員からの御説明が終わったところで、委員の皆様から、全体を通して御意見、御質問等がございましたら御発言いただければと存じます。発言を希望される方は「挙手」ボタンを押してお知らせください。いかがでしょうか。

そうしましたら、御出席していただいているいらっしゃる皆さんの中で、御発言の機会があまりなかった委員さんのほうから少し御意見をいただけたらと存じます。

警視庁の半田委員の代理の高部室長、何かございますでしょうか。

○高部代理委員 警視庁の生活経済課として御発言できるような内容はございません。大変貴重な情報をありがとうございました。

以上になります。

○片岡委員 高部室長、ありがとうございました。

警視庁の米山委員の代理の長友警部補のほうから、何かございますでしょうか。

○長友代理委員 警視庁の長友です。

貸金業に積極的に介入しないようにずっと対策を取っていますので、今後もそういった意味でいろいろな情報共有をしてやっていければと思っていますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○片岡委員 ありがとうございます。

そのほか、弁護士の先生から何かありますでしょうか。

宮村先生、いかがでしょうか。

○宮村委員 私のほうは特に何かというのはないのですけれども、最近ではコロナ絡みの相談も以前に比べたら私の知る限りでは少なくなっているかなと感じております。

ただ、多重債務の相談という意味では引き続きありますので、また通常に戻ってくるのかなという感じです。

以上であります。

○片岡委員 ありがとうございます。

田中先生、いかがでしょうか。

○田中委員 第一東京弁護士会の田中です。

先ほどもちょっと質問させていただいたとおり、一番気になっているのは、宮村先生もおっしゃられたとおり、コロナ関連の影響というのは今後どうなっていくかというのは弁護士会のほうでも注視しながら進めておりますので、また何か動き等がありましたら、多重債務相談のように協力できる場所がありましたら協力いたしますので、また今後ともよろしくをお願いいたします。

○片岡委員 ありがとうございます。

寺谷先生はいかがでございましょうか。

○寺谷委員 皆様方、報告をありがとうございました。

私、個人的に申し上げますと、生活福祉資金の関係の特例の貸付けで、こういった多重債務の方で相談に来られる方は大体借りられていることが多いという実感でして、かつ、その中にはそもそも借り入れたという意識がないような方が少なくないというのが印象です。当時、緊急の状況で何とか借りられたということだと思っておりますけれども、御本人としては借り入れて返済するものだというような意識があまり見られない方も少なくないというところがありました。

弁護士としても当然御本人に、その手の借入れ等はないですかという質問をしてやっとな出てくるというか、返済が始まりましたので、返済のタイミングで御本人から情報提供が



あるようなこともありましたので、弁護士としてもその点、今後も相談するに当たって意識しておかないといけないと思っております。引き続き、関係の皆様と情報共有をしたいと思っております

以上です。

○片岡委員 ありがとうございます。

司法書士会の安藤先生、いかがでしょうか。

○安藤委員 司法書士会の相談センターでは、特に債務整理の相談が急に増えたということとはございませんで、横ばい、強いて言えば微減ぐらいということで報告を受けております。

司法書士会のほうは、直接多重債務と関係するわけではないのですが、従前、相談を受けて、その場でそのまま受任をすることをルールで禁止しておりましたが、やはり需要が結構ありまして、その場で依頼したいという方についてはそのままお受けをする、そういうほうにかじを切るということで今動いております。

もともと業者事件といいますか、訴訟を既に起こされている、訴状を握り締めてきた方については既に導入していたのですけれども、債務整理全般について直接希望される方については一定の条件の下でお受けできるということに今しているところでございます。

以上です。

○片岡委員 ありがとうございます。

海老名委員、もしよろしければ御発言をお願いしたいと思います。

○海老名委員 被害者の会の海老名と申します。いろいろ配慮していただいて、本当に被害者としても感謝を申し上げます。

同時に、最近の相談の中で、若い人もそうなのですけれども、多重債務と同時に精神的な不安というか、病気というか、そういう方が非常に増えて、被害者の会としての対応が本当に難しくなっているなというのを感じています。

そういう問題についても皆さんに相談しながら対応していきたいと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

○片岡委員 ありがとうございます。

労働者福祉協議会の太塚委員のほうから、もし何かございましたらよろしく申し上げます。

○大塚委員 労働者福祉協議会の大塚でございます。御苦労さまです。

私どもは、多重債務に陥らないように奨学金問題の取組をさせていただいておりまして、在学中に高額な借入れをして、卒業して社会人になったときに返済が始まるわけですが、その返済が長期にわたるということもあって、それを機に多重債務に陥るケースもままあるということで、継続的に奨学金については取組をさせていただいているところでございます。

引き続き、皆様方と情報を共有しながら、何とかそういう方たちが少なくなるような努力をしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○片岡委員 ありがとうございます。

社会福祉協議会の小川委員のほうから、何かございましたらお願いいたします。

○小川委員 ありがとうございます。

本日は、多様な角度から情報をいただきまして、誠にありがとうございました。

社会福祉協議会としましては、先ほども話題になっておりました特例貸付をコロナ禍で実施してまいりまして、1月から償還が開始されているという状況です。私は直接所管している部署ではございませんけれども、住民税非課税による免除申請が中心になりますが、令和4年度の判定対象者に対して1/3程度の免除が決定している状況と報告を受けております。

この特例だけではなくて、もともとの生活福祉資金の貸付けや、またコミュニティソーシャルワーカーが地域で活動する中で、様々な相談の中から課題が出てきているという状況もございますので、引き続き、多様な関係者の方々と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○片岡委員 ありがとうございます。

金融広報委員会の岡崎様、お願いできますでしょうか。

○岡崎委員 ありがとうございます。

貴重な御報告をいただきましてありがとうございます。

当委員会では、東京都をはじめ、自治体の消費生活センター、それから学校、矯正施設への講師派遣を行っております。

家計管理、生活設計、年金、税金、資産形成なども含めまして、弁護士、税理士、CFP、消費生活相談員などを金融広報アドバイザーとして擁しておりまして、充実した講座を実施しております。

先ほどお話のございました金融経済教育が届きにくい方々への講座といたしましては、矯正施設への講師派遣、特別支援学校への講師派遣などを行っております。

矯正施設は、府中刑務所、多摩少年院、愛光女子学園に講師を派遣いたしてございまして、非常に好評で、出所・出院後の生活の自立に向けまして非常に重要な知識を分かりやすく教えてもらったという受講者のお声が多く、教育担当の方からも、また講座の回数を増やしたり、開講できない場合には事前に収録したDVDを上映いただくというような補填措置も講じられながら、講座をできるだけ多く開講していただいているところです。

また、マザーズハローワークも含めましたハローワークでの講座につきましても、子育て中の求職活動中の方々などへ、年金、税金等々の制度的な説明も行っておりまして、好評でございます。

各方面の皆様と今後とも連携させていただき、当方の講師派遣制度等について御活用いただければと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

○片岡委員 ありがとうございます。

貸金業協会の菅原委員のほうから、何かございますでしょうか。

○菅原委員 日本貸金業協会の菅原です。

今回、この協議会に初めて参加させていただきまして、非常に参考になりました。

当協会の取組のひとつとして、前年は成年年齢の引下げがございましたので、これを踏まえたいわゆる若年層の金融リテラシー教育の向上に向けた各種施策を展開してまいりました。関係機関への啓発用冊子の配布や、出前講座による学校等に出向いた金融経済教育の実施等に力を入れてやってきたところです。

結果として、若年層に関する相談は令和3年度に比べますと若干増えてはいるのですが、大きくトラブルになったという事例はありませんでした。一方で、心配した家族の方からの相談が増えてきており、その様なケースでは、当協会で実施しています貸付自粛制度の御案内等も実施してまいりました。

今年度も引き続き、若年層に対しての啓発等についてはしっかりとやっていきたいと思っています。ユーチューブとかツイッターなど、若者が使うSNSへの啓発広告の出稿や、行政、消費者団体等といろいろ連携させていただいて、金融経済教育、啓発活動を進めていく予定です。

以上です。

○片岡委員 ありがとうございます。

お時間が迫ってきましたが、そのほか何か御発言があるという方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、最後に議事の「その他」となりますけれども、事務局から連絡をお願いします。

○企画調整課長 次回の協議会については、日程調整の上、また改めてお知らせをさせていただきます。

以上です。

○片岡委員 本日は様々な御報告、御意見をありがとうございました。今後もぜひ御協力してやっていきたいと思えます。

それでは、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、「東京都多重債務問題対策協議会」はこれをもちまして閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後2時54分閉会